

建設工事の入札参加希望の皆様へ

令和4年9月13日
(公財)大阪府文化財センター

低入札価格調査基準価格等の算定基準の改定について

当センターでは、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査基準価格等の算出にあたり、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」に準拠し算出しておりますが、このたび大阪府において上記要領が改定されました。

つきましては要領の改定に準拠し、低入札価格調査基準価格等の算定基準を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。

なお、新しい算定基準は、令和4年9月20日以降に公告する案件から適用いたします。

記

(1)建設工事の低入札価格調査基準価格(最低制限価格)の算定基準の改定

設計金額の構成費目	現 行			改定後 R4.9.20～	
直接工事費	×	97%	⇒	×	97%
共通仮設費	×	90%		×	90%
現場管理費	×	90%		×	90%
一般管理費等	×	55%		×	68%
設定範囲	予定価格の75～92%		⇒	予定価格の75～92%	

(2)建設工事の失格基準価格の算定基準の改定

設計金額の構成費目	現 行			改定後 R4.9.20～	
直接工事費	×	85%	⇒	×	87%
共通仮設費	×	70%		×	70%
現場管理費	×	70%		×	80%
一般管理費等	×	55%		×	68%
設定範囲	予定価格の70～90%		⇒	予定価格の75～92%	

【問合わせ先】
総務企画課
TEL 072-299-8791